

令和8年度  
農林水産省政策評価実施計画

令和8年3月

農林水産省

# 目 次

I	計画期間	1
II	事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法	1
1	農林水産省の主要な政策	1
2	公共事業	6
3	研究開発	6
4	規制	6
5	租税特別措置等	7
	(別表1) 政策体系	8
	(別表2) 公共事業	9
	(別表3) 規制	13
	(別表4) 租税特別措置等	14

## 令和8年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。）第8に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

### I 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### II 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

#### 1 農林水産省の主要な政策

##### (1) 事後評価の対象とする政策

###### (1-1) 農政分野

別表1の政策体系に掲げる中目標Ⅰ-1～Ⅰ-5に属する政策分野について、令和7年度に実施した政策を対象として、(2)(2-1)に定めるところにより評価を行う。

###### (1-2) 林政分野

別表1の中目標Ⅱに属する政策分野について、(2)(2-2)アに定めるところにより、実績値（原則として、令和7年度の実績値で把握するものとし、令和7年度の実績値の把握が困難な場合はそれ以前の直近の年度の実績値等とする。以下同じ。）の測定（モニタリング）を行うとともに、特に必要があると認められるときは、評価を行う。

###### (1-3) 水産行政分野

ア 別表1の中目標Ⅲに属する政策分野について、(2)(2-3)イに定めるところにより、令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表の作成を行うとともに、必要に応じて測定指標等の見直しを行う。

イ 別表1の中目標Ⅲに属する政策分野について、令和7年度に実施した政策を対

象として、(2) (2-3) ウ及びエに定めるところにより評価を行う。

(1-4) 横断的に関係する政策（政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進）

別表1の中目標IVに属する政策分野について、令和3～7年度に実施した政策を対象として、(2) (2-4) に定めるところにより評価を行う。

(2) 具体的な事後評価の方法

(2-1) 農政分野

ア 評価の方法

食料・農業・農村基本法に基づく基本計画における施策の有効性を示すKPI等の実績値を把握、検証する。

イ 評価の実施

(ア) 評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）が定める。

(イ) 政策評価書の様式は、広報評価課長が定める。

(ウ) 広報評価課は、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で、8月末を目途に公表する。

(2-2) 林政分野

ア 実績値の測定（モニタリング）の方法

林野庁の政策評価担当課は、令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表に実績値を記載し、広報評価課に提出する。また、特に必要があると認められるときは、広報評価課の定める方法により、簡易な評価を行う。

イ 令和8年度以降の事後評価の実施方法

令和8年度以降に行う評価の手順等について、令和8年度中に定める。

(2-3) 水産行政分野

ア 評価の方法

水産行政分野については、実績評価方式を用いる。

イ 目標及び政策手段の設定

(ア) 水産庁の政策評価担当課は、当該政策分野に係る課と調整の上、事前分析表を作成し、広報評価課に提出する。事前分析表の様式は、各府省統一的な標準様式を基に、広報評価課長が定める。事前分析表においては、水産基本計画等に則し、政策分野の目指すべき姿、当該姿に則した目標、当該目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等の政策手段等を明らかにする。また、政策評価担当課が事前分析表を作成するに当たっては、以下のような観点に留意する。

① 設定された目標及び目標値について、政策分野の目指すべき姿に照らした妥当性

② 政策手段について、目標と政策手段との関係の適切性、関係する政策分野相互の整合性

(イ) 広報評価課は、(ア)により提出された事前分析表について、以下のような観点から審査する。

① 水産基本計画等との整合性

② 国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する成果（アウトカム）の具体性

③ 国民にとっての分かりやすさ

④ 農林水産省における政策分野相互の整合性

(ウ) 広報評価課は、事前分析表を農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。

#### ウ 評価の実施

(ア) 評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

(イ) 水産庁の政策評価担当課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、エにより達成度合いの判定等を行った上で、政策評価書を作成し、広報評価課に提出する。政策評価書の様式は、各府省統一的な標準様式を基に、広報評価課長が定める。また、政策評価担当課が政策評価書を作成するに当たっては、実績値の把握方法、目標値に対する政策手段の有効性等要因の分析、改善・見直しの方向の妥当性等に留意する。

(ウ) 広報評価課は、(イ)により提出された政策評価書について、評価結果の妥当性等を審査する。

(エ) 広報評価課は、政策評価書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で、8月末を目途に公表する。

#### エ 達成度合いの判定等

(ア) あらかじめ設定した測定指標の目標値に対する実績値を測定し、以下の表に定めるところにより、測定指標単位の目標の達成度合いの判定を行う。

＜測定指標単位の目標の達成度合いの判定＞

	i. 達成度合いを定量的に判定する場合		ii. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A（おおむね有効）	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B（有効性の向上が必要である）	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C（有効性に問題がある）	個別の測定指標ごとに設定

（注1）「i. 達成度合いを定量的に判定する場合」における達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法（当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法）又は直接比較法（当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法）を用いることを基本とする。

【計算式例】

差分比較法：

$$\text{達成度合い(\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

直接比較法：

$$\text{達成度合い(\%)} = \text{当該年度実績値} / \text{当該年度目標値} \times 100$$

（注2）達成度合いを定性的に判定する場合における判定基準は、事前分析表において個別の測定指標ごとに設定する。

（イ）また、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、以下の表に定めるところにより、政策分野単位の目標の達成度合いの判定を行う。

＜政策分野単位の目標の達成度合いの判定＞

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

(ウ) 加えて、以下の①から③の基準に該当する測定指標については、政策評価基本計画に定める必要性、効率性、有効性の観点のうち、特に有効性の観点からの評価を一層重視し、十分な要因の分析を行うとともに、改善・見直しの方向を提示する。

- ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
- ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
- ③ 達成度合いが「A'」となった指標

(エ) 大規模災害等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて令和7年度の目標値を改めて設定した上で実績値を測定し、達成度合いの判定を行う。その際、(ウ)の①又は③の基準に該当する測定指標については、要因の分析等を行う。

#### (2-4) 横断的に関係する政策（政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進）

##### ア 評価の方法

(ア) 横断的に関係する政策については、総合評価方式を用いる。

(イ) 評価に当たっては、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行う。また、課題の特性に応じ、必要性、効率性又は有効性等の観点に適宜、取捨選択することにより評価を行う。

##### イ 評価の実施

(ア) 評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

(イ) 評価を担当する部局は、課題に応じて適切な実施体制を整備し評価を行うとともに、政策評価書を取りまとめ、広報評価課に提出する。広報評価課は、提出された政策評価書について審査をした後、農林水産省として評価結果の決定手続を経た上で、8月末を目途に公表する。

## 2 公共事業

### (1) 事後評価の対象とする政策

別表2に掲げる公共事業を対象とする。

### (2) 具体的な事後評価の方法

ア 期中の評価については、政策評価基本計画第8の2(1)ウに掲げる取組方針に沿って行う。

イ 完了後の評価については、政策評価基本計画第8の2(2)ウに掲げる取組方針に沿って行う。

## 3 研究開発

令和8年度は、事後評価の対象とする政策に該当するものはない。

## 4 規制

### (1) 事後評価の対象とする政策

別表3に掲げる規制を対象とする。

### (2) 具体的な事後評価の方法

政策評価基本計画第8の4（3）に掲げる取組方針に沿って行う。

## 5 租税特別措置等

### （1）事後評価の対象とする政策

別表4に掲げる租税特別措置等を対象とする。

### （2）具体的な事後評価の方法

政策評価基本計画第8の5（3）に掲げる取組方針に沿って行う。

政策体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	I-1 我が国の食料供給	①国内の食料供給 ②食料自給力の確保 ③付加価値向上に向けた取組 ④農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理 ⑤動植物防疫の確実な実施 ⑥不測時における食料供給の確保 ⑦輸入の安定化 ⑧国際戦略
	I-2 輸出の促進	⑨農林水産物・食品の輸出の促進 ⑩食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大 ⑪品種のグローバル展開
	I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム	⑫食品アクセスの確保 ⑬食品産業 ⑭合理的な価格形成 ⑮食品安全・消費者の信頼確保
	I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	⑯農業生産活動における環境負荷の低減 ⑰食品産業・消費における環境負荷の低減 ⑱多面的機能の発揮
	I-5 農村の振興	⑲多様な人材が農村に関わる機会の創出 ⑳農村における所得の向上と雇用の創出(経済面) ㉑農村に人が住み続けるための条件整備(生活面) ㉒地域の共同活動の維持 ㉓中山間地域等の振興 ㉔鳥獣被害対策 ㉕都市農業の振興 ㉖農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大
	I-6 国民理解の醸成	㉗食育の推進 ㉘食文化の保護・継承 ㉙食品産業による国民理解の醸成 ㉚消費者の行動変容
	I-7 自然災害への対応	㉛東日本大震災からの復旧・復興 ㉜令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興 ㉝自然災害への備え ㉞自然災害からの復旧・復興
	II 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	①森林の有する多面的機能の発揮 ②林業の持続的かつ健全な発展 ③林産物の供給及び利用の確保
	III 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	①水産資源管理の着実な実施 ②水産業の成長産業化の実現 ③漁村の活性化の推進
	IV 横断的に関係する政策	①政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

## 公共事業

## 1 法第7条第2項第1号に該当する個別公共事業

## (1) 期中

## ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営緊急農地再編整備事業	山口県	南周防	農村振興局農地資源課	国
直轄	国有林直轄治山事業	青森県	蕨川	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	磐井川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	一迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	二迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	三迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	小渋川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	松川入	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	和歌山県	紀伊田辺	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	福岡県	朝倉	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	天塩川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	天塩川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	天塩川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	渡島・尻別川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	渡島・尻別川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	渡島・尻別川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	秋田県	米代・雄物川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	秋田県	米代・雄物川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	秋田県	米代・雄物川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、茨城県、 栃木県	那珂川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、茨城県、 栃木県	那珂川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	富山県、岐阜県	神通・庄川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	富山県、岐阜県	神通・庄川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	富山県、岐阜県	神通・庄川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県	宮川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県	宮川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県	宮川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県、鳥取県	円山・千代川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県、鳥取県	円山・千代川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県、鳥取県	円山・千代川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	徳島県、愛媛県、 高知県	吉野・仁淀川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	徳島県、愛媛県、 高知県	吉野・仁淀川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	徳島県、愛媛県、 高知県	吉野・仁淀川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	熊本県	菊池・球磨川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	熊本県	菊池・球磨川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	熊本県	菊池・球磨川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	沖縄県	糸満	水産庁事業課	国

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、 農村振興局水資源課、農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画・海業政策課
水産資源環境整備事業	水産庁計画・海業政策課

(2) 完了後

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	樺戸・樺戸（二期）	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	大野平野	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	美女	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	妹背牛	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	佐賀県	嘉瀬川上流	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	青森県	三沢海岸	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	仙台湾沿岸	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	東松島	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	宮城県	仙台湾沿岸	林野庁治山課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	留萌 (留萌北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	留萌 (留萌南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	釧路根室 (根釧西部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	釧路根室 (根釧東部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	津軽 (津軽森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	津軽 (津軽森林管理署金木支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	久慈・閉伊川 (三陸北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	久慈・閉伊川 (三陸北部森林管理署久慈支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	山形県	置賜 (置賜森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	会津 (会津森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	利根下流 (群馬森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	木曾谷 (木曾森林管理署南木曾支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岐阜県	飛騨川 (岐阜森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	静岡県	伊豆 (伊豆森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	徳島県	吉野川 (徳島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	愛媛県	南予 (愛媛森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	四万十川 (四万十森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	一ツ瀬川 (西都児湯森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	遠別	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	美国	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	白尻	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	庶野	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	厚岸	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業 (フロンティア漁場整備事業)	鳥取県、島根県	隠岐海峡	水産庁事業課	国

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、 農村振興局水資源課、農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画・海業政策課
水産資源環境整備事業	水産庁計画・海業政策課

2 法第7条第2項第2号に該当する個別公共事業

(1) 未着手の事業（法第7条第2項第2号イ、施行令第二条第1項）

ア 直轄事業・機構等営事業

該当するものはない。

イ 補助事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化農地整備事業	茨城県	向谷原	農村振興局農地資源課	茨城県

(2) 未了の事業（法第7条第2項第2号ロ、施行令第二条第2項）

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	宮城県	河南二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	秋田県	旭川	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	栃木県	栃木南部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	愛別	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	大雪東川第一	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	雄武丘陵	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	茨城県	茨城中部	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	愛媛県	道前平野	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	勇知	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	新潟県	只見川丸山	林野庁業務課	国

イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	水利施設等保全高度化事業	茨城県	早井東部	農村振興局水資源課	茨城県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	両総茂原西部	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	新堀川	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	静岡県	三方原用水根洗用水路	農村振興局水資源課	静岡県
補助	水利施設等保全高度化事業	愛媛県	道前釜之口上	農村振興局水資源課	愛媛県
補助	水利施設等保全高度化事業	長崎県	三会原第4	農村振興局水資源課	長崎県
補助	水利施設等保全高度化事業	熊本県	船津・清田	農村振興局水資源課	熊本県
補助	水利施設等保全高度化事業	宮崎県	川間東	農村振興局水資源課	宮崎県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一吾平東部	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一南部	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	沖縄県	大浜	農村振興局水資源課	沖縄県
補助	水利施設等保全高度化事業	沖縄県	大里・星野	農村振興局水資源課	沖縄県
補助	農業競争力強化農地整備事業	岩手県	小猪岡	農村振興局農地資源課	岩手県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山形県	大塚西部1期	農村振興局農地資源課	山形県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山形県	常万1期	農村振興局農地資源課	山形県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山形県	戸沢	農村振興局農地資源課	山形県
補助	農業競争力強化農地整備事業	千葉県	浮戸川上流Ⅲ期	農村振興局農地資源課	千葉県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山梨県	ゆずの郷	農村振興局農地資源課	山梨県
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	姫田川右岸	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	兵庫県	養宜	農村振興局農地資源課	兵庫県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山口県	鑄銭司	農村振興局農地資源課	山口県
補助	農業競争力強化農地整備事業	佐賀県	高木瀬	農村振興局農地資源課	佐賀県
補助	農業競争力強化農地整備事業	大分県	柚ノ木	農村振興局農地資源課	大分県

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	農業競争力強化農地整備事業	鹿児島県	阿久根南部	農村振興局農地資源課	鹿児島県
補助	農業競争力強化農地整備事業	鹿児島県	北霧島	農村振興局農地資源課	鹿児島県
補助	農業競争力強化農地整備事業	鹿児島県	上門	農村振興局農地資源課	鹿児島県
補助	農村地域防災減災事業	山形県	大江三郷	農村振興局防災課	山形県
補助	農村地域防災減災事業	千葉県	南白亀	農村振興局防災課	千葉県
補助	農村地域防災減災事業	新潟県	亀田郷阿賀	農村振興局防災課	新潟県
補助	農村地域防災減災事業	石川県	郷用水第4	農村振興局防災課	石川県
補助	農村地域防災減災事業	福井県	大安寺	農村振興局防災課	福井県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	鷺田	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	諸桑	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	兵庫県	鮎屋川	農村振興局防災課	兵庫県
補助	農村地域防災減災事業	兵庫県	北但	農村振興局防災課	兵庫県
補助	農村地域防災減災事業	兵庫県	篠山市(特管)	農村振興局防災課	兵庫県
補助	農村地域防災減災事業	愛媛県	犬塚	農村振興局防災課	愛媛県
補助	農村地域防災減災事業	宮崎県	正蓮寺	農村振興局防災課	宮崎県
補助	農村地域防災減災事業	宮崎県	栗野名	農村振興局防災課	宮崎県
補助	水産資源環境整備事業	和歌山県	太地	計画・海業政策課	和歌山県

規制

1 法第7条第2項第1号に該当する規制

種苗法の一部を改正する法律

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令

## 租税特別措置等

### 1 法第7条第2項第1号に該当する租税特別措置等

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除